

## 厚生年金保険法改正に伴う会計上の論点（案）

<本日（第 87 回委員会（平成 17 年 8 月 26 日開催）の審議について）>

## 1. 【論点 3】（代行部分の債務の評価/会計処理）の検討

前回委員会（第 83 回（平成 17 年 6 月 24 日開催））での審議以降、専門委員会を 2 回開催したが、p8 のように、厚生年金基金制度の代行部分の債務の評価/会計処理に関しては、A 案と B 案の考え方が引き続き並存している。

・A 案（これまでと同様に、「退職給付債務（PBO）」）

・B 案（新たに「最低責任準備金」とする）

両案の間には隔たりが大きく、また、融和する案も見出しにくいことから、今後、どのように検討すべきか。

## 2. 総合型の厚生年金基金についての会計処理（開示も含む。）の検討

第 79 回委員会（平成 17 年 4 月 26 日開催）では、以下のかたちで、審議を開始するとされた。

平成 16 年 6 月に成立した厚生年金法関係の改正は、平成 17 年 4 月 1 日より施行されており、厚生年金基金において国から交付金があった場合等の会計処理について、「退職給付専門委員会」にて早急に検討を行ってはどうか。

なお、当該交付金の会計処理のほか、厚生年金基金の会計処理について、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」が設定されたときの前提ともはや異なるという意見もあることから、当該法律改正に伴い他の会計処理についても、必要に応じて検討することとしてはどうか。

総合設立（総合型）の厚生年金基金については、「自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないとき」（退職給付に係る会計基準注解 12）には、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理するとされているため、当該基金に係る退職給付債務が計上されていない場合が多い。しかし、年金資産が数理債務を下回る状況で脱退したり、年金資産が最低責任準備金を満たない状況で解散したりする場合に、積立不足に対する事業主負担分が一時に費用計上されることがある。

この点、【論点 3】で B 案（新たに「最低責任準備金」とする）を支持する意見の中には、単独型の厚生年金基金に関する年金資産が一体として運用されていても、当該年金資産については代行部分の債務である「最低責任準備金」に見合う金額が対応するものとみて区分計算できるのではないかという理由付けも見られる。このため、このような点も考慮し、総合型についても、厚生年金基金に関連する会計処理（開示も含む。）として検討してはどうか。

以下、第 83 回委員会（平成 17 年 6 月 24 日）  
資料を一部修正

現在の「退職給付に係る会計基準」における取扱い

「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」三 3(1)なお書き

なお、厚生年金基金制度のように、給付水準や財政計算が異なる部分（加算部分及び代行部分）から構成されている制度や従業員からの拠出部分がある制度があるが、これらについては次のような考え方を採ることとした。

このような制度における資産及び給付負担はそれぞれの部分から構成されることから、それぞれを区別して計算するとの考え方もある。しかし、実態としては、１つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと、母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担している場合が多いことなどから、企業会計においては、それぞれの部分を区分せずこれを全体として１つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとした。

このような会計上の考え方においては、従業員拠出部分に係る退職給付債務は従業員からの拠出額とみなして会計上の計算を行う。したがって、母体企業は従業員拠出部分も含め全体として退職給付債務及び退職給付費用の計算を行い、この退職給付費用から従業員拠出額を控除した額が母体企業が認識すべき退職給付費用となる。

【論点 1】国からの交付金をどのように会計処理するか

イ案：交付時に退職給付費用から控除する

（理由）

事業主からの拠出以外という意味で、「意見書」における従業員拠出部分と同様に考える

国からのひも付きなし補助金の会計処理と整合的

ロ案：数理計算上の差異とする

（理由）

（母体企業が責任準備金以上負担することはなくなったと考え、国からの交付金は、最低責任準備金の算定において考慮されていた要素と捉える場合）国からの交付金は、債務の測定における見込みと実績の差と考えられること

（最低責任準備金は、国に対する預り金を意味するものと捉え、加算部分と区別されない年金資産に関して）国からの交付金は、年金資産の測定における見込みと実績の差と考えられること

八案：何もしない

(理由)

(母体企業の退職給付会計にて、「最低責任準備金」を債務と捉えた場合、財政計算上と同様に) 給付現価交付金を受け取ることによって基金の保有資産は増大するが、その分だけ最低責任準備金も増大することから、結果として母体企業の会計に影響はない。

(参考) 基金からの給付があった場合も、基金の保有資産は減少するが、その分だけ最低責任準備金も減少することから、母体企業の会計上は何もしない。

「最低責任準備金」を債務とした場合、当該債務は交付金が交付されること(財政調整を受けられること)を考慮し会計上債務評価しているといえる(すなわち、予め債務(費用)計上していない)ため、交付時にも損益処理する必要がない。

給付現価交付金の資金性格を考えると、将来の支払に対する準備金であるため、利益として認識する処理(退職給付費用の減算項目)はなじまない。

交付金について、期初の退職給付費用算定時点や期中の交付時に費用計上を行う必要がなく、期末時点で、実際の交付金額を加算した最低責任準備金を債務の期末実績値とすることができるという実務上の観点から。

従業員拠出部分と同様に考えるという整理(【論点１】イ案)を行うにあたっては、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 従業員拠出部分は、勤務費用の計上と従業員拠出を同一年度とみなしている
- ・ 従業員拠出は、経常的に発生する

**【論点２】代行部分は「退職給付に係る会計基準」の対象となる企業年金制度に含められるか**

第１案：含められない（注記も含めて、代行部分の年金資産・負債は「基準」の対象とならない）

（理由）

- (1) 代行部分の給付責任（支給責任）は基金にあるが、（財源調達責任はないため）実質的にはない。
- (2) 代行部分の債務は、退職給付に係るものではなく、いわば国から預かっているもので国へ返済すべき性格のものである。したがって、厚生年金基金制度は、加算部分の私的な制度と、代行部分の公的な制度が混在しているものであり、公的な制度部分については、基金以外の事業主と同様、「基準」の対象外とすべきである。
- (3) 年金資産についても、代行部分に関する基金による資産運用実績と最低責任準備金との差異の毎期の確認の規定や、国からの財源手当ての申請手続きなどを通して、実質的に分別管理されているものと観念できる。

（参考）この場合の会計処理 法律の施行により「退職給付制度の終了」とする？

「退職給付債務」と「最低責任準備金」の差額は、当期の損益として処理する  
代行部分に対応する遅延項目を損益に計上する

第２案：含められる（注記も含めて、代行部分の年金資産・負債は「基準」の対象となる）

（理由）

- (1) 代行部分の給付責任（支給責任）は基金にある。
- (2) 基金の運用実績が、厚生年金本体の運用利回りの実績より下回った場合、基金の負担となる。
- (3) 基金の運用実績が、厚生年金本体の運用利回りの実績より上回った場合、基金がその利益を享受し、財政計算見直し（掛金の改定）を通じ、事業主が負担を軽減できる。

【論点 3】(【論点 2】第 2 案: 代行部分を退職給付に係る会計基準の対象に含めるものとして)  
代行部分の債務は「退職給付債務 (PB0)」か「最低責任準備金」か

退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 三 3(1)では、次の考え方から、厚生年金基金制度については、「全体として 1 つの退職給付制度とみなして、財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用する」とされている。

1 つの運営主体によって、資産が一体として運用され一括して給付が行われており、区分計算することが難しいこと

母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、過去勤務債務等が発生したときには、通常、全額を母体企業が負担していることが多いこと

Q1 以下のいずれの案が適当か？

A 案：代行部分の債務は、引き続き「退職給付債務 (PB0)」である

B 案：代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべきである

Q2 Q1 における案を支持する根拠 (理由) は何か？

A 案：代行部分の債務は、引き続き「退職給付債務 (PB0)」であるとする理由

(1) 「意見書」において、1 つの退職給付制度とみなして財政計算上の計算方法にかかわらず同一の会計処理を適用することとした理由は、以下のように、引き続き存在すると考えられること。

- ◆ については、引き続き、基金という 1 つの運営主体によって資産が一体として運用され一括して給付が行われている<sup>1</sup>。
- ◆ については、引き続き、母体企業が制度の運営及び維持に実質的に関与しており、代行部分の (一義的な) 給付責任は、従来同様、基金にある。

今回の法改正では、一定の要件を満たした場合に国から給付金が支払われることをもって、現行の会計基準の枠組を変更したとはいえないのではないかと。

(2) 今回の法改正では、給付自体の決め方が変わったわけではない。給付現価交付金の創設は、当該収入をどのように取り扱うかという問題であり、そもそも債務

<sup>1</sup> これと類似する問題として、総合設立の厚生年金基金の取扱いも挙げられている。すなわち、退職給付に係る会計基準注解 12 では、「複数事業主制度の企業年金について総合設立の厚生年金基金を採用している場合のように、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、当該年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理する。」とされており、相互共済的に運営されていることにより自社の年金資産の額を合理的に計算することができない場合、SFAS 87 号や IAS19 号と同様の処理が認められている。

評価のあり方に影響するものではない。

- (3) 仮に、これまでの将来法(将来キャッシュフローを元に債務評価してきた方法)から、過去法(コログシ計算に基づく最低責任準備金(=清算価値)として債務評価する方法)に変更するためには、最低責任準備金に企業の債務負担が限定され、将来にわたって企業に追加負担が発生しないことが必須といえる。しかし、次のような問題点があるのではないかと。
- ◆ 最低責任準備金の中には、すでに亡くなった方の債務やマイナス残高となっている人が混在しており、会計上の債務としての妥当性に疑念がある。
  - ◆ 最低責任準備金を代行部分債務とした場合、毎期の掛金が費用計上されると考えられるが、コントリビューションホリデー(過去期間代行給付現価<最低責任準備金のため、掛金拠出停止)の状況になったとき、労務の対価とその費用計上に乖離が生じるため、損益が正しく認識されない可能性がある。
- (4) 国との財政調整(交付金の受取又は掛金の減額)が、実際にどの程度行われるか不透明な現状では、従来凍結時と比べて、代行部分の給付責任が、従来同様、基金にあることを超えて、経済的実質が大きく変化したとは考えにくいこと<sup>2</sup>
- (5) 国際会計基準(IAS)では、1つの企業年金制度の中に、公的制度の対象となる給付を代替する強制的給付と追加的な任意的給付の双方を支給している場合、公的制度(state plan)ではないとされている(IAS19 37項)。IASでは、改正後の厚生年金基金制度でも、合意した給付を現在及び元の従業員に支給することが企業の債務であり、投資リスクを実質的に企業が負担することから、引き続き、DBプランと考えられる(IAS19 7項、27項)こと

B案：代行部分の債務は、新たに「最低責任準備金」とすべきであるとする理由

- (1) 今回の法改正によって、「意見書」の理由は該当しなくなったと考えられること。
- 「意見書」の理由については、以下の見解による。
- ◆ 代行部分の債務は最低責任準備金であることが明確化されたことから、資産も、代行部分とそれ以外の部分とに観念上、区分計算できるのではないかと
  - ◆ については、実質的に分別管理されているものと観念できるが、より「実質的に分別管理」される仕組みを会計基準の観点からもう少し明確にした方が良いかもしれない<sup>3</sup>。 便宜的にでも2プランとして説明するという考え

<sup>2</sup> 連合会からのご発言では、前提等により異なるが、大雑把な見積もりとして、初年度において数十億円から200億円程度、数十件ぐらいが考えられるのではないかとのことであった。

<sup>3</sup> 例えば、以下のような案が考えられるがどうか。

1案：平成17年4月1日で代行部分の年金資産を最低責任準備金(先取り)とし、残りをプラスアルファ部分として区分。以後はコログシ方式で代行部分とそれ以外を分別して区分管理(計算上)を行う。

方が。

- ◆ 理由 を削除し、理由 のみでも、会計処理としては全体として一つの退職給付制度とみなすことができるのではないかと。 特殊な制度であるから、1プランでも2種類の債務計算からなってもよいという考え方が。

「意見書」の理由 については、少なくとも代行部分は、例えば、死亡率が想定以上に改善されるなどして給付額が増大したとしても、それによる負担増は全て国が負担し、母体企業が追加負担することはないため、該当しない。

- (2) 今回の法改正によって、代行部分について企業が最低責任準備金を超えて負担を行うことが実質的にない以上、最低責任準備金を上回るものを債務として認識することは実態を適切に反映したものとはいえない。
- (3) （引当金を適切な費用の計上という観点から）企業が将来に資金負担する可能性のあるキャッシュアウトリスクを基礎として評価したものが適切である。企業（又は基金）の「給付責任」については、「支給責任」はあるが「財源調達責任」は負っていない以上、実質的に企業が負っている「財源調達責任」に基づく義務を基礎とすべき。
- (4) このため、今回の法改正により、代行部分の会計処理においては、確定給付型の企業年金制度を前提とした会計処理（すなわち「債務を中心とする考え方」）ではなく、前年度末の最低責任準備金の当期末までの「基金財産の維持管理の顛末」を明らかにする会計処理へ転換が必要となる。今回の法改正により、継続時においても損益の実現が、発生の可能性の高い（probable）でなく「確実」であるようなケースについては、代行部分の返上か継続かという意思決定を重視するという前提に立つべきであるかどうか、検討してよい問題である。
- (5) 退職給付債務は、金融負債とは言い切れず、また、年金資産を控除して「退職給付引当金」としていることから、「金融負債の消滅の認識」の問題とは異なるのではないかと。
- (6) 仮に従来と同様のPBOで代行部分の債務を評価した場合、法令上の企業のキャッシュアウトリスクと異なる債務評価の基準となるため、適正なリスク評価（引当金計上）とはいえない。適正に評価を行うためには、法令上規定された交付金

---

（理由） 法律改正時点で「代行返上」があったと見なす。

代行返上企業と未返上企業の処理が整合的である。

2案：平成11年10月1日で代行部分の年金資産を最低責任準備金（先取り）とし、残りをプラスアルファ部分として区分。以後はコロガシ方式。

（理由）凍結時点で代行返上があったと見なす。（しかし、平成11年10月1日まで遡ることの理由付けが難しいか、また、実務的にも過去に遡及するのは困難。）

3案：毎年、最低責任準備金を先取りする方法。

（理由）代行部分の債務が優先（解散時）することを意識した処理（しかし、代行返上の処理と不整合であり、また、毎年先取りすることが「区分管理」と言えるか否か疑問がある。）

## 審議事項（５） - ２

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

（財政調整）を控除する必要があるが、交付時期および交付金額を見積もることが困難である。（困難であるから全く見積もらないということは、適正な債務評価といえない。）過去法の最低責任準備金を債務とすることは、交付金が交付されることを考慮した債務評価であることから、債務計算において、交付金の見積りが不要となる。

(7) また、仮に従来と同様のPBOで代行部分の債務を評価した場合、以下の会計処理を行うことになり、適正な期間損益計算といえない。

- ・ 交付金が交付されるまでは、PBOの増加分を費用計上（引当金繰入）
- ・ 交付時に費用の減額（引当金取崩）

### < 代行部分の債務に関する A 案と B 案の考え方の相違 >

	A 案（引き続き「退職給付債務（PBO）」）	B 案（新たに「最低責任準備金」とする）
今回の法改正に対する見方	資産の一体運用、基金に給付義務があることは変わらないため、これまでの考え方を変更するほど実質的な変更ではない。	代行部分については、実質的に母体企業が追加負担することはなくなったため、これまでの考え方を変更する必要がある。
退職給付債務/勤務費用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として個々の従業員ごとに計算する（注解12）</li> <li>・将来法（退職給付見込額のうち当期（まで）の分を割引計算）による（基準二2、三2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代行部分の「最低責任準備金」は、過去法により総額にて計算される</li> <li>・本来、退職給付債務ではないが、【論点2】第2案により含めている</li> <li>・企業が将来に資金負担する可能性のある金額を基礎として算定することが適切</li> </ul>
年金資産について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一体として運用されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何らかの方法により区分すればよい</li> </ul>
交付金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来受け取る交付金は収入の問題であり、債務評価の問題ではない。</li> <li>・交付時期・金額を見積もることは困難であり、確定したときに認識せざるを得ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務計算上、将来受け取る交付金の時期・金額を見積もる必要があるが、見積りが困難であるから全く見積もらないということは、適正な債務評価といえない。</li> </ul>
国際的な調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資運用リスクを実質的に企業が負担することから、引き続き1プランの確定給付（DB）制度と考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便宜的にでも2プランとすればよい又は厚生年金制度自体特殊であるから1プランでも2種類の債務計算からなってもよい</li> </ul>

### < 前回委員会（第83回（平成17年6月24日））以降の専門委員会での検討状況 >

p10のように、以下を前提に、交付金の現価を「年金資産」に反映させる案を検討したが、p11で示した「資産」「年金資産」の要件等に合わないことなどから、否定的であった。

代行部分の給付責任（支給責任）は基金にあること（したがって、【論点2】第2案（代行部分を退職給付に係る会計基準の対象に含める）とする）

今回の法改正では、交付金が交付されることが明確化されたこと



A' 案：（交付金の支給実績をみて検討するよう、少なくとも当面（数年程度）は）現状どおり、「退職給付債務（PB0）」とする。ただし、交付金の処理については、現金支給時ではなく、申請時に処理する（資産に関する数理計算上の差異とするか？）

- (1) 今回の法改正により、現行の会計基準の枠組を変更したとは言えないという見解といえるという見解があり、実質論を判断するには、未だ支給実績もない中で困難である。したがって、当面、現状どおりとし、交付金の支給実績をみて再度、検討することが適当である。
- (2) 交付金の処理については、いついくらが不明確であるため、支給を見込み割引計算することは困難である。しかし、現金ベースではなくとも、申請時には確定している。
- (3) 国際的な会計基準においても、第三者が給付建債務の決済のために必要とされる一部又はすべての支出を補填するであろうことがほぼ確実である場合には、補填の権利を認識する（IAS19 104A 項）ものとされている。

A" 案：現状どおり、代行部分の債務も「退職給付債務（PB0）」を基準とする。一方、適用初年度における交付金の現価の見込み額を年金資産に加え（この結果、適用初年度における交付金の現価の見込み額は、年金資産に係る数理計算上の差異として扱う）その後の交付金の現価見込み額の増減を年金資産に係る数理計算上の差異とする。

- (1) 今回の法改正により、現行の会計基準の枠組を変更したとは言えないという見解と言えらるという見解があるが、少なくとも資産の一体運用という観点からは枠組みを変えるものではない。
- (2) また、今回の法改正では、給付自体の決め方が変わったわけではないため、債務は「退職給付債務（PB0）」を基準とする。ただし、交付金が交付されることが明確化されたことも確かであり、これは、基金における債務の問題ではなく、収入をどのように取り扱うかという問題であるため、ある程度測定が可能であれば年金資産に加算することが適当である。

B' 案：代行部分の債務も「退職給付債務（PB0）」を基準とするが、交付金による負担減という要素を「退職給付債務（PB0）」から控除し、新たに「最低責任準備金」（又はそれに近い金額）とする。この際、現状のPB0との差を、会計処理変更時差異又は過去勤務債務に準じ費用（の減額）処理する（下記追加論点甲案又は丙案参照）。

- (1) 今回の法改正により、現行の会計基準の枠組を変更したとは言えないという見解と言えらるという見解があるが、枠組を変更したと言えらるとして代行部分の債務を

## 審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

新たに「最低責任準備金」とした場合でも、枠組を変更したとはいえないという見方も考慮する（このため、今回の法改正により、PBO との差額を一時に損益計上すべきものではない）。

- (2) 「退職給付見込額」は、加算部分については従来と同様であるが、代行部分については、「退職時の最低責任準備金」（退職給付見込額 - 国からの交付金累積額）と考え、今回の法改正による交付金を考慮することができるとともに、将来法により評価する。この際、交付金がいついっくらかは不明確であるが、期末まで発生した分の割引額を便宜的に「期末の最低責任準備金」とみなすか又は何らかの仮定を置くかして、代行部分の債務とする。

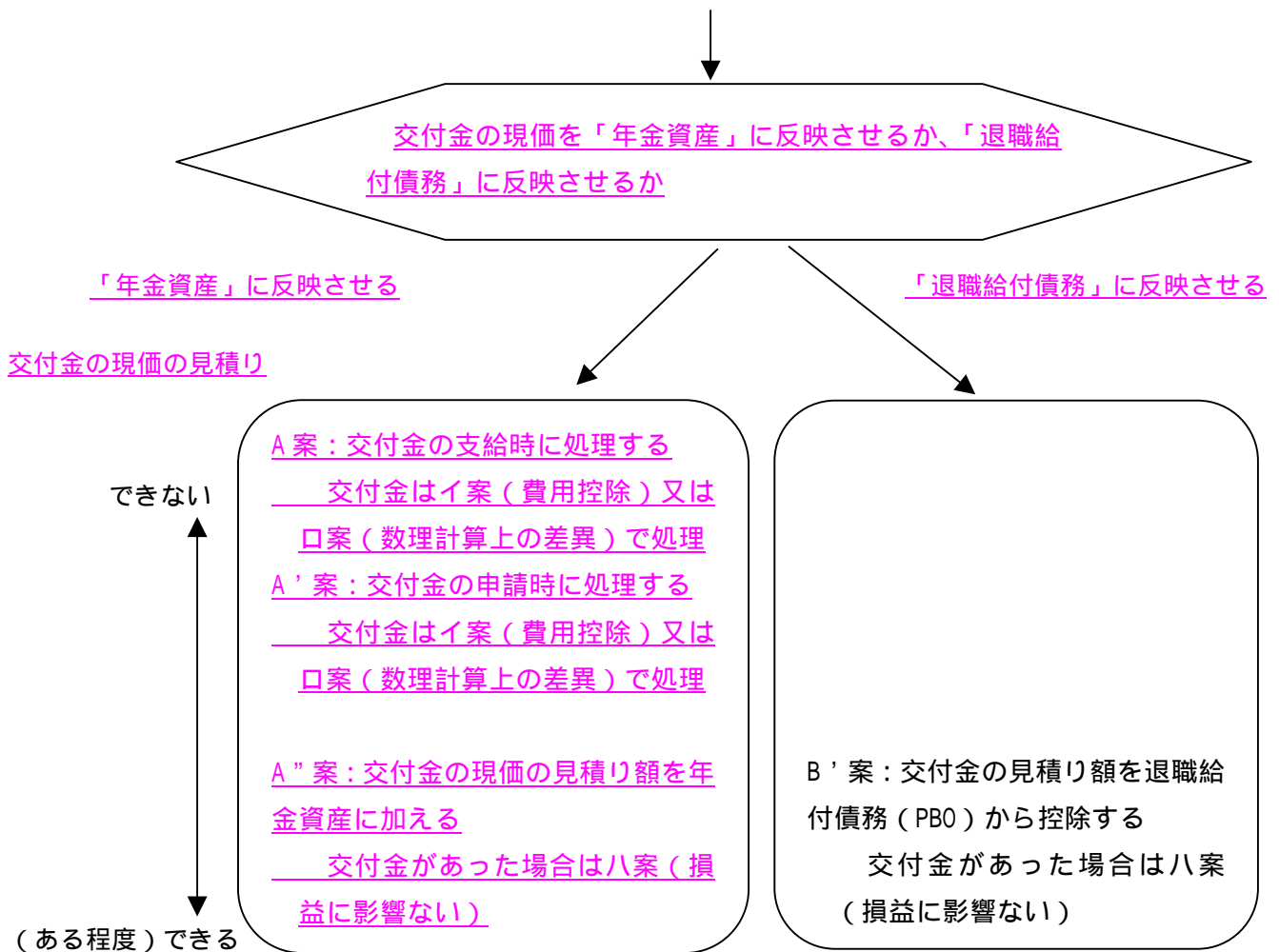
なお、PBO が最低責任準備金を下回った場合には、当該差額の費用/債務認識を行うか。

### <前提>

- ・ 代行部分の給付責任（支給責任）は基金にある 【論点２】第２案（代行部分を退職給付に係る会計基準の対象に含める）
- ・ 今回の法改正では、交付金が交付されることが明確化された

## 審議事項 ( 5 ) - 2

(内容は今後の審議により変更される場合があります)



(参考)

討議資料『財務会計の概念フレームワーク』(平成16年9月公表)

「財務諸表の構成要素」

4 資産(assets)とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体(entity)が支配(control)している経済的資源(economic resources)、またはその同等物をいう。

「財務諸表における認識と測定」

6 討議資料『財務諸表の構成要素』の定義を充足した各種項目の認識は、契約の少なくとも一方の履行(契約の部分的な履行)がその契機となる。さらに、いったん認識した資産・負債に生じた価値の変動も、新たな構成要素を認識する契機となる。

9 討議資料『財務諸表の構成要素』の定義を充足した各種項目が、財務諸表上での認識対象となるためには、第6項に記した事象が生じることに加え、一定程度の発生の可能性(probability)が求められる。一定程度の発生の可能性とは、財務諸表の構成要素に関わる将来事象が、一定水準以上の確からしさで生じると見積もられることをいう。

10 財務諸表の構成要素を認識する際に前項の要件が求められるのは、発生の可能性がきわめて乏しい構成要素を財務諸表上で認識すると、誤解を招く情報が生まれるからである。とはいえ、逆に確定した事実のみに依拠した会計情報は有用ではないとみるのも、伝統的な通念である。発生の可能性を問題にする場合には、二つの相反する要請のバランスを考えなければならない

22 割引価値とは、資産の利用から得られる将来キャッシュフローの見積額を、何らかの割引率によって測定時点まで割り引いた測定値をいう。この測定方法を採用する場合は、キャッシュフローが発生するタイミングを合理的に予想できることが前提となる。割引価値による測定は、将来キャッシュフローを継続的に見積もり直すか否か、割引率を継続的に改訂するか否かに応じて、いくつかの類型に分けられる。

退職給付実務指針

6 年金資産とは、企業年金制度に基づき退職給付に充てるために積み立てられている資産をいう。厚生年金基金制度及び適格退職年金制度において保有する資産は年金資産とする。(以下 略)

8 年金資産として適格な資産とは、退職給付の支払に充当できる資産である。したがって、厚生年金基金制度における業務経理に係る資産は年金資産に含まれない。また、年金制度において計上されている未収掛金は、事業主が未払掛金に計上している金額を限度として、年金資産に含まれる。(以下 略)

**B案を採用した時の追加論点**

これまで計上されてきた「退職給付債務（PB0）」と「最低責任準備金」の差額をどのように調整するか。

甲案：「退職給付債務」と「最低責任準備金」の差額は、通常の会計処理とは区分して、  
x年（以内の一定の年）数の按分額を当該年数にわたって費用（の減額）として処理する

（理由）

（「退職給付会計基準」に係る会計基準の変更であるため）会計基準変更時差異と同様に考える<sup>4</sup>。

乙案：「退職給付債務」と「最低責任準備金」の差額は、当期の損益として処理し、当該差額に対応する遅延項目を損益に計上する。

（理由）

会計基準の変更による影響額であれば、当期の損益とすることが原則である。  
大幅減額の会計処理<sup>5</sup>と整合的である。

（参考：「退職給付制度の終了」又は「代行部分の過去分返上認可」（実務指針 61-3 項）では、代行部分に対応する遅延項目を損益に計上する。）

<sup>4</sup> 「意見書」 五 2

「会計基準の変更により、従来の処理と継続した処理を行うことができず会計数値の連続性が保てない場合がある。特に、新たな基準の採用により、従来合理的とされた処理により長期間にわたり累積された影響が一時点に発現することが予想される。したがって、この影響をすべて一時に処理することは、企業の経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれがある。そこで、新たな基準の採用により生じる影響額は、通常の会計処理とは区分して、15年以内の一定の年数の按分額を当該年数にわたって費用として処理することができるよう経過的な措置を置くことが適当である。」

<sup>5</sup> 「適用指針第1号」 32 項

「退職給付債務の減額は退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の減少部分であり、大幅であっても過去勤務債務に該当する。ただし、稀ではあるが、大規模な経営改善計画の一環として行われる退職給付制度の大幅な減額改訂により退職給付債務の大幅な減額が生じることがある。このような状況であって、当該経営改善計画の実施による他の損益が一時に計上されるようなときには、当該大幅な減額を発生した時点に損益計上することが実態を反映する場合もある。

このような場合には、退職給付債務の大幅な減額の費用処理において、未認識過去勤務債務につき採用している費用処理年数にかかわらず、当該大幅な減額を発生年度に損益として認識し、かつ、大幅な減額に対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を、発生時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、同時に損益として認識する。

このような処理を行った場合、その旨及び損益計算書に与える影響額を注記する必要がある。」

丙案：「退職給付債務」と「最低責任準備金」の差額は、退職給付債務の増額又は減額として、過去勤務債務と同様に、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を当該年数にわたって費用（の減額）として処理する

（理由）

会計基準の変更による影響額であれば、当期の損益として処理することが原則である。しかし、これは会計基準の変更ではなく、法制度の変更によるものであるため、必ずしも当期の損益とする必要はない。

適格退職年金制度における「併せ給付」や退職一時金制度を廃止するが退職時に支払う場合の会計処理<sup>6</sup>と整合的である。

「代行部分の過去分返上認可を受けたとき」（実務指針 61-3 項）には、代行部分に係る退職給付債務及び年金資産は注記対象であるが、「返還の日」においてそれに係る権利義務をすべて国へ移転することとなるので、当該債務及び資産のほか関連する事項は、返還の日の属する事業年度で財務諸表の注記対象から除かれるという考え方と整合的である（もっとも、会計処理については異なる<sup>7</sup>）。

１つの確定給付型の退職給付制度とみなして同一の会計処理を適用する（この限りにおいては、A 案がベース）。この際、「退職給付見込額」は、加算部分については従来と同様であるが、代行部分については、法制度の変更により、「退職

<sup>6</sup> 実務対応報告第 2 号 「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」Q4 の A 「併せ給付」（税制適格退職年金制度において、給付の減少が行われた場合、労働組合又は加入者の過半数の同意を得て、加入者別に給付すべき額及び退職時に給付することを年金規程の附則に明記し、年金資産の分配を退職時に本来の給付と併せて行う）場合、個人毎に支払額が算定され分配される額が確定したことに着目して退職給付制度の終了が生じたものとする見解もあるが、併せ給付部分を含む税制適格退職年金制度は存続していることや、退職時期は改訂規程等の施行日から相当期間離れていると考えられるため年金資産の運用リスクは事業主に残っていること、従来と同様に具体的な支払時期等は確定していないことから、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該併せ給付部分に対応する義務を引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられる。したがって、規程等の改訂日現在で退職給付債務の減額の測定が行われ、また、当該改訂が行われる前に発生した未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額については、従前の費用処理年数及び費用処理方法を継続して適用する。

退職一時金制度を廃止したが、過去勤務に係る部分を依然として退職時に支払うこととしている場合、従来と同様に退職時点等が確定していないことから、前段の併せ給付の場合と同じように、退職給付制度の終了の処理を行わず、当該支払予定部分に対応する義務を引き続き退職給付引当金として取り扱うことが適当であると考えられる。

<sup>7</sup> 実務指針 61-3 項 「過去分返上認可を受けたときは、当該認可の日における代行部分に係る退職給付債務は、過去分返上の認可という事象により返還相当額（最低責任準備金）に実質的に確定するため、過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務を国への返還相当額（最低責任準備金）まで修正し、その差額を損益に計上するとともに、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定し（第 61 - 4 項参照）損益に計上する。」

## 審議事項（５） - ２

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

時の最低責任準備金」(退職給付見込額 - 国からの交付金)と考える。しかし、その金額が明確ではないため、このうち期末まで発生した分の割引額を便宜的に「期末の最低責任準備金」とみなす。この結果、確定給付型の退職給付制度において、制度改訂等により生じた退職給付債務の増額又は減額として、過去勤務債務と同様に取り扱う。(その後の会計処理も、便宜的に、勤務費用を免除保険料の額とみなす)

【論点４】(【論点２】第２案：代行部分を「退職給付に係る会計基準」の対象に含めるものとして)厚生年金基金の代行部分に関する開示について、考慮することはあるか

「退職給付に係る会計基準」 六 注記事項

１ 企業の採用する退職給付制度

２ 退職給付債務等の内容

(１) 退職給付債務及びその内訳

- 退職給付債務
- 年金資産
- 前払年金費用
- 退職給付引当金
- 未認識過去勤務債務
- 未認識数理計算上の差異
- その他(会計基準変更時差異の未処理額)

(２) 退職給付費用の内訳

- 勤務費用
- 利息費用
- 期待運用収益
- 過去勤務債務の費用処理額
- 数理計算上の差異の費用処理額
- その他(会計基準変更時差異の費用処理額、臨時に支払った割増退職金等)

(３) 退職給付債務等の計算基礎

- 割引率、期待運用収益率
- 退職給付見込額の期間配分方法
- 過去勤務債務の処理年数
- 数理計算上の差異の処理年数
- その他(会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等)

財務諸表等規則 第 8 条の 13 第 1 項

- １ 採用している退職給付制度の概要
- ２ 退職給付債務の額、年金資産の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項
- ３ 退職給付費用の額、勤務費用の額、利息費用の額及びその他の退職給付費用に関する事項
- ４ 割引率、期待運用収益率、退職給付見込額の期間配分方法、過去勤務債務の額の処理年数及



### びその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

#### 財務諸表等規則ガイドライン ８の13 1 2 2

規則第 8 条の 13 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する事項の注記に当たっては、当該事項の区分（採用している退職給付制度ごとの区分等）順序等について理解しやすいよう工夫することができるものとする。また、当該事項に加えて、当該事項に関する事項（厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務及び年金資産又は責任準備金、年金資産の変動の内容、数理計算上の差異の内容等）を記載することができるものとする。

厚生年金基金代行部分の会計上の主要問題は、前期末から当期末までの最低責任準備金の「顛末」であるため、次の事項に関する顛末が明らかにされなければならない。

厚生年金本体の運用利回り実績

厚生年金基金本体の運用利回り実績と基金の実績との差異

免除保険料（免除保険料分は、退職給付費用に加算（厚生年金保険料から減額）されているため、アナリスト等において、退職給付費用と営業利益等を比較できるよう、免除保険料額の開示が必要と考える。）

代行給付相当額

給付原価と最低責任準備金との比較（代行部分の債務、資産が大きく計上されており、代行部分の債務評価が「最低責任準備金」とされた場合には、差額である引当金への影響は少ないと思われるが、積立率には影響があるため、代行部分の債務の開示が必要と考える）

以上の計算結果から、国から補填されるべき交付金の額（あるいは、最低責任準備金が給付原価を超過する場合は将来に予想される免除保険料の拠出額の減額分。）